

蔵理第4048号

平成4年10月30日

日本銀行業務局長 殿

大蔵省理財局長

藤井 威

日本銀行が特定歳入金の収納に関する事務を光学読取式電子
情報処理組織を使用して処理する場合の事務等の取扱手続の
細目について

光学読取式電子情報処理組織を使用して処理する場合における特定歳入金の収
納関係事務の取扱いの特例に関する省令（平成4年大蔵省令第78号）第13条
の規定に基づき、日本銀行が光学読取式電子情報処理組織により処理する事項及
び当該処理の方法その他光学読取式電子情報処理組織の使用に関する手続の細目
を、下記のとおり定めたので、命により通知する。

記

1. 日本銀行において、光学読取式電子情報処理組織により処理する労働保険料
に係る納入告知書及び納付書を取扱う金融機関は、日本銀行本店が統轄する日
本銀行代理店及び同歳入代理店とする。
2. 光学読取式電子情報処理組織を使用して処理する場合における特定歳入金の
収納関係事務の取扱いの特例に関する省令（平成4年大蔵省令第78号。以下

「特定歳入金特例省令」という。)第5条第2項に定める「必要があると認められる場合」とは記載されている事項に訂正された箇所がある場合及び誤記等のため光学読取式電子情報処理組織による判読ができない場合をいう。

3. 日本銀行は、特定歳入金特例省令第5条第3項に基づいて代行機関に特定歳入金特例省令別紙第5号書式の領収済通知書を送付した後に、当該代行機関から磁気テープに収録されている領収済の件数及び金額と特定歳入金特例省令別紙第5号書式による領収済通知書に記載されている領収済の件数及び金額が符号しない旨その他の通知を受けたときは、その内容について再確認する等適切な措置を講ずるものとする。

4. 日本銀行は、特定歳入金特例省令第6条第2項に基づいて代行機関から返付を受けた磁気テープを確認した結果、当該磁気テープの内容に誤りがあった場合には、代行機関にその旨を連絡する等適切な措置を講ずるものとする。

5. 特定歳入金特例省令第7条に規定する領収済通知書の訂正のための通知は、別紙様式の訂正依頼書により行うものとする。

訂 正 依 頼 書

年 月 日

(指定歳入徴収官又は指定分任歳入徴収官の官職氏名) 殿

日 本 銀 行 印

別紙のとおり領収済通知 (件) を訂正してください。

(規格B列5)